

一役船如前々彌無懈怠出之、晝夜可相勤事、

一往還人多キ時はよせ船を出し、人馬等無滞入精可渡之、奉公人之外、船賃出す輩より、人壹人拾文荷物壹駄貳拾貳文、乗掛荷は十六文可取之、此定之外、賃錢多取べからざる事、

一荷物附ながら、馬を船にのすべからざる事、

右條々於令違背者、後日相聞といふとも穿鑿之上可被處嚴科者也、

寶永四年七月

奉行

〔船組合定帳〕寛延二年巳八月、神田川大水ニ而所々橋落候節、和泉橋之儀、假橋懸リ候迄、船渡被爲仰付候ニ付、壹人壹錢之舟渡仕、往來之人難儀ニ不相成候様ニ組合ニ而相勤申候、

〔船組合定帳〕寶曆十年辰二月六日、出火之節、和泉橋燒失致候ニ付、依田和泉守様より被爲仰付壹人壹錢ヅ、船渡組合ニ而相勤申候、

〔木曾海兩道中懷寶圖鑑〕宮桑名へ海上七り

七里渡、入海也、木曾川落合、風の氣遣ならば、鍋田へ乗るべし、是は北へ引あげて、木曾川蘆荻の中を下へ漕ぎ、長島の前より桑名へ出る也、又惡風ならば佐屋へ廻るべし、又上りの時ならばかもりより佐やへ行かず、津島へ行て川舟にのるべし、陸地にて半里近し、舟路は半里遠けれど、下り舟ゆゑ早し、○中略

宮より桑名迄渡海七里

船賃附

乗合壹人前

四十五文

むしろ一枚

貳百七八十八文

六人前也

荷ひ物何に而も一荷

四十五文

一人前也

挾箱一荷

四十五文

同

具足一荷

四十五文

あぶ付一荷

四十五文

同